

別表第1

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

区分	法 根拠条文	関係法令条文		指定工 業者規程	違反内容	指導方法・対応	違反点数
		法	施行規則				
① 指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条	第9条第2号 第5条第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	事業の「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 50点 未対応 500点
		第25条の3 第1項第2号	第20条	第9条第2号 第5条第2号	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	不足している機械器具を備え付けるよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 50点 未対応 500点
		第25条の3 第1項第3号イ	第20条の2	第9条第2号 第5条第3号イ	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定工事業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するように指導する。指定工事業者が法人の場合は、欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は処分しない。指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応 500点
		第25条の3 第1項第3号ロ		第9条第2号 第5条第3号ロ	4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定工事業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するように指導する。指定工事業者が法人の場合は、欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は処分しない。指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応 500点
		第25条の3 第1項第3号ハ		第9条第2号 第5条第3号ハ	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	一律に指定を取り消す。	500点
		第25条の3 第1項第3号ニ		第9条第2号 第5条第3号ニ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	一律に指定を取り消す。	500点
		第25条の3 第1項第3号ホ		第9条第2号 第5条第3号ホ	7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 (1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 (2) 給水装置工事申込書を提出せずに給水装置工事に着手したとき。 (3) 給水装置工事に係る書類等に虚偽があったとき。 (4) 工事が竣工したにもかかわらず竣工届を提出しないとき。 (5) 検査の改善指示に従わないとき。	様々なケースがあり得るが、違反行為の内容及び程度によって処分を決定する。再犯の場合又は悪質と認められる場合は期日を定めて警告した上で、欠格要件に該当するとみなして指定を取り消す。	(1) 240点 (2) 50点 (3) 100点 (4) 40点 (5) 500点

別表第1

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

区分	法 根拠条文	関係法令条文		指定工 業者規程	違反内容	指導方法・対応	違反点数
		法	施行規則				
					(6) 道路占用（掘削）許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。		(6) 350点
					(7) 道路占用（掘削）許可、道路使用許可の受けた内容、条件等に従わない工事を施工したとき。		(7) 100点
					(8) 道路掘削するにあたり、事前の埋設物調査を怠り、埋設物を破損し、被害を与えたとき。		(8) 100点
					(9) 施工上の安全管理を怠り従業員を死傷させたとき。		(9) 300点
					(10) 施工上の安全管理を怠り公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。		(10) 400点
					(11) 指定停止処分中に工事を施工したとき。		(11) 500点
					(12) 過去に文書による警告を受けているにもかかわらず、故意に違反行為を繰り返したとき。		(12) 500点
					(13) その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。		(13) 50～500点
		第25条の3 第1項第3号 へ		第9条第2号 第5条第3号 へ	8. 法人であって、その役員のうち上記3～7のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は処分しない。指導に従わない場合は指定を取り消す。	未対応 500点
② 給水装置工事 主任技術者選 任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項・第2 項	第21条第1項	第9条第4号 第13条第1項	1. 指定工事業者の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しないとき。	「選任届」を速やかに提出するよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点
			第21条第2項	第9条第4号 第13条第2項	2. 選任した給水装置工事主任技術者が欠けた日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しないとき。	「選任届」を速やかに提出するよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点
				第9条第4号 第13条第3項	3. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	「選任届」、「解任届」を速やかに提出するよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点
			第21条第3項	第9条第4号 第13条第4項	4. 給水装置工事主任技術者が同時に2以上の事業所において選任され、その職務を行うに当たって支障が発生したとき。	該当する給水装置工事主任技術者の兼任を解き、「解任届」を提出するよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点

別表第1

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

区分	法 根拠条文	関係法令条文		指定工 業者規程	違反内容	指導方法・対応	違反点数	
		法	施行規則					
③ 変更の届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	第34条	第9条第3号 第8条第1項・第2項	1. 次のいずれかに掲げる事項に変更があって、当該変更のあった日から30日以内にその届出をしなかったとき。 ①事業所の名称及び所在地 ②氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③法人にあっては、役員の氏名 ④給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	「変更届」を速やかに提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点	
				第35条	第9条第3号 第8条第3項	2. 事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内にその届出をしなかったとき。	「廃止届」、「休止届」、「再開届」を速やかに提出するよう指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点
				第9条第3号	3. 上記1及び2について虚偽の届出をしたとき。	「変更届」を速やかに提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 100点 未対応 500点	
④ 事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	第36条第1号	第9条第5号 第14条第1号	1. 給水装置工事（軽微な変更を除く）ごとに給水装置工事主任技術者を指名しないとき。	給水装置工事申込書の給水装置工事主任技術者を記入する欄が空白の場合は、記入するよう指導する。	—	
			第36条第2号	第9条第5号 第14条第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	配管技能者を従事させ、又は監督させるよう指導する。技能を有する者は公的な資格、民間の資格又はこれらに類するものにより判断するが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断する。	30点	
			第36条第3号	第9条第5号 第14条第3号	3. 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	「給水装置工事設計及び施工基準」等に従わない場合は、適合させるよう工事のやり直しを指示する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 90点 未対応 500点	

別表第1

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

区分	法 根拠条文	関係法令条文		指定工事 業者規程	違反内容	指導方法・対応	違反点数
		法	施行規則				
			第36条第4号	第9条第5号 第14条第4号	4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めなかったとき。	研修の機会を確保するように指導する。	10点
			第36条第5号イ	第9条第5号 第14条第5号イ	5. 水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	基準に適合するよう工事のやり直しを指示する。	480点
			第36条第5号ロ	第9条第5号 第14条第5号ロ	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	適正な機械機器を備え付けるよう指導する。	100点
			第36条第6号	第9条第5号 第14条第6号	7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成した日から3年間保存しなかったとき。	記録の作成・保存を指導する。	180点
⑤ 工事施工に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		第9条第6号 第17条	1. 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	当該業者から事情を聴取して指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 100点 未対応 500点
	第25条の11 第1項第6号	第25条の10		第9条第7号 第18条	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	当該業者から事情を聴取して指導する。指導に従わない場合は指定を取り消す。	判明時 100点 未対応 500点
	第25条の11 第1項第7号			第9条第8号	3. 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。悪質な場合は即指定を取り消す。また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。	300～500点
⑥ 不正申請	第25条の11 第1項第8号			第9条第1号	1. 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	事実が判明したら、速やかに取消し行う。	500点

法：水道法 施行規則：水道法施行規則 指定工事業者規程：茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程